

【中村委員長】 本日は、虹の会の大波委員から欠席の報告があり、代理として石田議員を出席させていただきたいとの申し出があった。また、自民党・新政クラブの古木委員からも、欠席のため議事については委員長に一任するとの報告があったので、よろしくお願ひしたい。

1 協議事項について

【中村委員長】 事務局から説明を求める。

【議事担当係長】 本日、第 6 回の委員会では以前配付した協議事項一覧表の番号 17、18 日程では（１）、（２）を一括で、次に 19 から 22、日程では（３）から（６）の 4 つを一括で、ご協議いただく。（１）は自民党・新政クラブから、（２）、（６）は日本共産党、（３）は公明党、（４）は明るいまらい大和、（５）は虹の会からの提案である。

（１）代表質問の復活（予算・決算）

（２）代表質問（施政方針だけでなく市政全般とする）

【中村委員長】 本件について意見等はあるか。

【山田副委員長】 提案内容について説明願う。

【中村委員長】 （１）代表質問の復活（予算・決算）について説明する。3 月定例会の施政方針と予算、9 月定例会の決算について、各会派を代表する人が一般質問のかわりに代表質問を行う提案である。

次に、（２）代表質問（施政方針だけでなく市政全般とする）について日本共産党に説明を求める。

【高久委員】 9 月定例会の決算は含まず、3 月定例会に代表質問を導入したいという趣旨である。内容については施政方針に限定せず、市政全般に対して行うことができるものとしたい。

【山崎委員】 代表質問とは、平成 28 年第 1 回定例会で宮応議員が行った一般質問のように、施政方針全般について行うイメージか。

【高久委員】 代表質問を行う定例会での一般質問の扱いが課題であると思う。

【中村委員長】 以前行われた代表質問は、一般質問との違いが曖昧になり、廃止になったと聞いているが、その経緯を伺いたい。

【事務局次長】 資料 1 を見ていただきたい。一人 30 分の持ち時間で、一般質問 1 日目を代表質問に当てた。平成 19 年の議会改革検討協議会で、代表質問をする定例会はその他の一般質問をしない前提で協議が進んだが、一般質問も並行して行うべきとの主張が後から出て、最終的に代表質問、一般質問ともに実施することとなった。平成 22 年 3 月、平成 23 年 3 月の 2 回行ったが、複数の議員から委員長の発言のような指摘があり、平成 23 年 10 月の代表者会において全会一致で廃止が決定した。

【石田議員】 現行の一般質問のどこに変更の必要性があるのか提案会派に伺いたい。

【高久委員】 予算、決算に対する一般質問において質問時間が長くなる傾向があり、そこに必要性を感じる。ただし、代表質問のみ実施し、一般質問を行わないことには課題があると思う。会派代表者に委ねる形での代表質問でなく、支援者等との関係などから、自身での一般質問をしたいという意見もあると思う。

【小田委員】 過去は代表質問する議員のみが一般質問をできなかったのか。

【中村委員長】 そのとおりである。

【山崎委員】 会派の議員構成から、総意としての代表質問を行いにくい会派もあるのではないか。

【赤嶺委員】 平成 23 年 10 月に廃止を決めた際の会派構成と廃止理由を確認したい。

【事務局次長】 会派構成は新政クラブ、公明党、日本共産党、大和クラブ、神奈川ネットワーク運動、明るいまらい・やまと、みんなの党大和、無所属の 8 会派である。本委員会の委員では、赤嶺委員が出席している。神奈川ネットワーク運動の河崎議員からの「国会でも代表質問をやっている。有権者に会派の政策の違いをわかりやすくするためだと思う。代表質問は有権者のために必要と考えるが、現状それができていない中で出てきた提案と考える」という意見や、公明党の古澤議員からの「質問事項が施政方針と予算に限られ、同じような質問にならざるを得ない。また、一般質問でも施政方針と予算について質問できる。実施してみた経験から、あえて代表質問をする必要がない」との意見等があった。

【石田議員】 現状の一般質問でも、予算や決算に対する内容を行うことが可能である。

【中村委員長】 そのとおりである。ただし、可能であるがゆえに複数の議員が同じような内容の質問をする場合がある。また、本市議会は会派制をとっており、会派が政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成され、活動することは議会基本条例に記載されている。そのため、会派を構成する議員の意見は基本的に同じはずである。各会派がそれぞれの立場から行政をたたくことは多くの議会で行われていることであり、本市議会でも行いたいというのが、自民党・新政クラブの提案である。

【小田委員】 議員が個々に行う一般質問よりも、会派の総意として行う代表質問は影響力が強いと考える。また、代表質問を行うことで、会派での政策に対する議論の機会ができることも市議会の活性化につながると思う。

【鳥渕委員】 日本共産党の提案のカッコ内、施政方針だけでなく市政全般とするとどのような意味か。

【高久委員】 施策には予算がかかわるものであり、質問内容が予算に関係しているか否かを判断するのは難しいのではないか。また、質問者数が多すぎるなどの時間的な理由から代表者による質問を行うことは理解できるが、

本市の場合は現状ほぼ全ての議員が一般質問を行っている。そうであれば、自由度を保ったほうがよいのではないか。

【鳥淵委員】 それでは今までの一般質問と同じではないか。

【高久委員】 その考え方があり、以前の代表質問は廃止になった。

【山崎委員】 小田委員の言う政策に対する会派での話し合いは現状でも可能ではないか。また、人数が少ない会派にとって、代表質問に質問者を1人取られてしまうことはぐあいが悪い。現状でも代表質問のような内容で会派を代表する者が一般質問を行うことは可能であり、それを行うか否かは各会派で選択すればよいのではないか。過去に廃止されたことには理由があるはずであり、廃止から5年程度でまた持ち出すのはいかがかと思う。

【赤嶺委員】 自民党・新政クラブと日本共産党は、なぜ現在代表質問を行っていないのか。明るいまらい大和では、代表質問が廃止された現在も毎年3月議会には会派代表が会派の意見をまとめて、施政方針と予算全般に対する代表質問としての質問を行っている。あえて代表質問の必要性を感じない。

【高久委員】 日本共産党も同様に去年は窪議員、本年は宮応議員が施政方針について代表で質問を行っているため、不自由さは感じていない。

【赤嶺委員】 事務局から代表質問廃止の際の委員からの意見の説明があったが、私も当時の決定に参加した。代表質問とすることで、逆に制限がかかる。また、予算、施政方針に対する質問に限定することで、各会派の内容が重複する。一般質問であれば自由度も広がり、誰が行うか、何番目に行うかについても決めることができる。山崎委員からも意見があったとおり、現状でも会派のやりたい形での質問ができる。現行制度のまま、代表が一般質問の中で代表質問を行えばよいのではないか。

【青木委員】 一般質問の持ち時間について、各会派で一人に10分間の持ち時間が加えられるが、その点を事務局に確認したい。

【事務局次長】 「会派の代表的質問者には、30分に10分の追加ができる。」と申し合わせがある。

【小田委員】 代表質問が一般質問に含まれているということか。

【事務局次長】 申し合わせは、代表質問者でなく、会派の代表的質問者という文言であり、考え方でいかようにも運用できる内容になっている。また、現状は、その持ち時間に関する規定しかない。

【小田委員】 代表的質問者の質問が代表質問になるのではなく、あくまでも一般質問であるという理解でよいか。

【事務局次長】 過去に新政クラブの代表から、持ち時間10分の加算について、実態として代表的質問者に加算されているのか要検討であるという意見が出たことがある。また、過去には、質問時間を一人25分、これに会派の人数を乗じた時間を合計して当該会派の持ち時間とし、質問者が少なかった場合に1人で1時間以上質問をするなど、同一会派内で持ち時間を委ねて質問できる時期もあった。それが一人当たり30分という今の形になったため、持ち時間については個人質問という考え方に進んできていると考えている。

【中村委員長】 代表的質問者が一般質問の中で代表質問を行えばよいという意見があったが、それは代表質問ではないと思う。また、現状全ての定例会で代表的質問者の質問時間が加えられており、現状の代表的質問者の質問は会派の代表者が予算や施政方針を問うという趣旨の代表質問ではない。他の議会で代表質問を行っているところがあるが、各会派の立場、考え方で質問をするため、質問の観点や答弁は異なっている。

【山田副委員長】 代表質問として質問を行うことには意義があると思う。ただし、前回と同じような方法で行っては同じ轍を踏むと思う。代表質問を行うのであれば、例えば代表質問を行う定例会では一般質問は行わないなど、代表質問に意義を持たせるべきだと思う。

【小田委員】 全国市議会議長会が全国市町村を対象に行った平成26年1月から12月までの調査では、大和市と同規模の人口20万人から30万人の市では、73.3パーセントが代表質問を実施しており、30万人から40万人では約88パーセント、40万人から50万人では約82パーセント、50万人以上は約71パーセントが行っている。人口5万人では約30パーセント程度だが、人口規模が多いところは代表質問を行っている方がスタンダードである。

【赤嶺委員】 代表質問自体を否定はしない。ただし、現行制度のまま、3月、9月に代表が行う質問で、冒頭に「これは会派を代表する質問である」と発言し、聞き手の議員や行政がそれを代表質問であると捉えれば、ある意味それは代表質問になると思う。本件は、そうした段階を踏んで、それでも切り分けて代表のみが代表質問を行う日程が必要であるということになれば、その際に検討すべきことであると思う。

【小田委員】 平成28年第1回定例会での赤嶺委員の質問は代表質問であったという理解でよいか。自分の一般質問は含まれておらず、全て代表質問であったのか。

【赤嶺委員】 私を含めて会派であり、私の質問も含まれている。質問内容は会派の全員で作成している。

【小田委員】 どこまでが会派の代表としての質問で、どこからが議員個人の質問か、線引きがわからない。

【赤嶺委員】 以前行っていた代表質問も、会派全体の意見であるため、その中のどの項目が誰の意見かはわからないものであった。

【小田委員】 わからないのであれば、代表質問として捉え難いと思う。

【石田議員】 代表質問は線引きが難しく、恣意的に決めてしまえば質問の自由度が下がってしまうため、課題が多いと感じる。

【山崎委員】 小田委員の発言は、代表質問では会派の全員が合意しないと質問できないように受け取れるが、いかがか。

【小田委員】 それは会派の考え方であると思う。全会一致、多数決、代表者一任などの方法があり、いずれにしても会派内で決めるものだと思う。

【山崎委員】 そうであれば、赤嶺委員が提案した形での代表質問も成り立つのではないか。つまり現行制度でも「これは会派を代表する質問である」

と発言をすれば、代表質問をすることが可能であると思う。

【小田委員】 行政の受け取め方によると考える。

【中村委員長】 会派制をとる議会にとって、各会派がどのような考えで行政と対峙しているかがわかる代表質問が大切であると思う。

【小田委員】 それは誰のニーズなのか。

【中村委員長】 市民のニーズである。

【山田副委員長】 代表質問の意義は理解しているが、代表質問を行う定例会では一般質問は行わないでよいのではないか。

【中村委員長】 そういったことも含めて考えたいという提案である。

【赤嶺委員】 明るいみらい大和は、自分たちの中では、現行制度の中で代表質問を行っているかと捉えている。まずは、現行制度の中で、一般質問の際、会派の代表が代表質問をすると宣言して登壇した場合はそれを代表質問として扱うということを合意してはどうか。

【小田委員】 一般的に代表質問の時間は会派の人数によって割り当てが決まる。現行制度ではどの会派も代表的質問者に 10 分間加える形であり、30 分の人も 40 分の人も代表質問であると宣言することで代表質問できるようになってしまう。例えば一般質問の中で代表質問ができる時間を会派の人数に応じて割り振ることなどが必要ではないか。

【赤嶺委員】 代表質問を行う場合、持ち時間や方法から検討するのか。つまり、自民党・新政クラブの提案は会派の人数に応じた時間設定をすることを意図しているのか。

【中村委員長】 まずは代表質問を行うか否かを決め、行くと決まってから、一般質問を行うか否か、時間の割り当て等を決めていくべきではないか。

【山崎委員】 そういった詳細を含めて検討しなければ、結論を出すのは難しい。

【高久委員】 最低でも一般質問を行うか否かと時間の割り当てを決めなければ代表質問を行うか否かを定めることは難しい。

【青木委員】 まずは代表質問を行う方向での議論を続けるか否かについて決め、その後詳細の検討をしていくというのはいかがか。

【石田議員】 代表質問自体は否定しないが、制限を加えてまで行う意義が見出せない。

【山田副委員長】 全会一致で廃止している反省を踏まえて考えなければならない。少なくとも、前回の結果を踏まえた改善案があることを前提としたスタートであるべきだと考える。

【赤嶺委員】 現行制度の中で、一般質問の際、会派の代表が代表質問をすると宣言して登壇する方法での代表質問を導入することには反対しない。

【中村委員長】 それは代表質問とは捉えられない。

【山崎委員】 赤嶺委員の提案は代表質問として成り立つと考える。

【中村委員長】 代表質問と宣言したとしても、議事日程には一般質問と記載されている。

【赤嶺委員】 通告や議事日程で代表質問を行うことがわかるように記載を変更すればよいのではないか。

【山崎委員】 代表質問を行う会派と行わない会派があってもよい。

【中村委員長】 行う会派と行わない会派があっては代表質問とは言えない。本件は全会一致とならなかったもので、現状のままとする。それではよろしいか。

全 員 了 承

(3) パソコン・タブレットの持ち込みについて（一般質問以外）

(4) 委員会、本会議への I T 端末持ち込み

(5) 委員会・本会議へタブレット機器持ち込み

(6) スマホ、タブレットの議場への持ち込みは時期尚早

【中村委員長】 本件について事務局に説明を求める。

【議事担当係長】 (3)「パソコン・タブレットの持ち込みについて（一般質問以外）」から、(6)「スマホ、タブレットの議場への持ち込みは時期尚早」については、いずれも議会における機器の持ち込み等についての提案であるが、各提案を詳細に見ると機器の種類（パソコン、スマホ、タブレット等）や会議の種類（本会議、委員会等）について、完全に同じとは言えず、表現に微妙な差異があるようである。その点について、協議に入る前に委員長から確認をお願いしたい。

【中村委員長】 それでは、各会派に順番に確認を行っていきたい。公明党には、3点確認したい。1点目は、スマホは含まず、パソコン・タブレットの2つを対象とすることでよいか。2点目は、「一般質問以外」とは、本会議初日と最終日を指すことでよいか。3点目は、委員会についての記載はないが、委員会ではどうか。以上、3点を確認したい。

【鳥淵委員】 1点目は機器という意味合いであり、スマホが含まれないというわけではない。なお、全体として、ペーパーレス化が進んだ際の話であり、現段階での導入を強く求めるものではない。

【山田副委員長】 現段階では必要ないと思う。3点目の委員会についても、ペーパーレス化の後には導入が必要である。

【中村委員長】 続いて、明るいみらい大和に1点確認したい。「I T 端末」とは具体的に何を指すのか。

【赤嶺委員】 情報通信機器全般であり、パソコン、スマホ、タブレットのいずれも含む。

【中村委員長】 続いて、日本共産党に1点確認したい。議場と記載があるが、委員会についてはどうか。

【高久委員】 時期尚早という思いもあるが、他会派で合意が得られるのであれば強く反対するものではない。ただし、機器を使いこなせるかについては個人的な不安がある。

【中村委員長】 続いて、虹の会に1点確認したい。「タブレット機器」には

スマホは含まないという解釈でよいのか。

【石田議員】 スマホも含まれる。

【中村委員長】 今、確認したことを整理したい。事務局に説明を求める。

【議事担当係長】 公明党は、ペーパーレス化が進んだ後の導入という提案であり、現状での導入を強く求めるものではない。明るいまらい大和は、機器を限定するものではなく、パソコン、スマホ、タブレットのいずれも含む。日本共産党は、時期尚早と記載したが、強く反対するものではない。虹の会は、タブレット機器はIT端末に置き換わり、機器全てを広く含むということである。

【中村委員長】 事務局の説明でよろしいか。

全 員 了 承

【高久委員】 機器を扱うことが得意な人、不得意な人がいる。持ち込みは可能とし、使用するか否かは柔軟に対応するということがよいのではないか。

【山崎委員】 提案会派がどのような用途での使用を考えているのか伺いたい。

【小田委員】 提案会派ではないが、委員会の際に使用できるとよいと思う。委員会で、他の議員の質問内容について事前に調べていない場合もある。その際にタブレットで検索ができれば、その場で調査し、質問することが可能になるため、審議機能の強化につながると思う。ただし、傍聴者からの目もあり、本会議場への持ち込みは望ましくない考える。

【中村委員長】 現状、ペーパーレス化は進んでいないので、本日の協議は現状の議会運営における本会議、委員会への持ち込みについてとする。

【鳥淵委員】 提案理由の説明をしたとおり、公明党の提案趣旨は将来的なペーパーレス化後の話であり、会議中の検索を目的とした持ち込みではない。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和の提案は、まずは使ってみようということである。資料の閲覧等には強い効果を発揮し、またメモを取り、そのメモをパソコンへ移動をすることも容易になる。近年導入自治体もふえており、そうした議会は既にいろいろな活用をしている時期である。また、民間企業もIT端末は積極的に導入しており、民間との乖離も進んでしまう。

【鳥淵委員】 明るいまらい大和に反対するわけではない。必要性はわかるが、間違った方法で使われることに対して懸念がある。議案に対する調査も、自身で事前に勉強してきた中で発言することが必要であると思う。その場で調べるといふ使い方はいかなものか。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和はインターネットに接続することを前提とはしていない。議会内のネットワークで議員間での資料等のやり取りなどができればよいと思う。

【中村委員長】 タブレット議会の予算委員会の傍聴に行ったが、紙ベースの予算書、付属説明資料、タブレットがあり、タブレットでは補足説明資料

を読めた。資料の種類が多く、ページを開くことなどに忙しくなるため、上手に活用できているとは言い難い。議会も市側も同じものを使用しており、台数に制限はあるが傍聴者にも貸し出していた。そのタブレットはインターネットに接続しておらず外部検索等はできなかった。

【小田委員】 タブレット議会には多くの費用がかかると聞いたため、ペーパーレス化としての持ち込みについては課題があると考えます。持ち込みたい議員が持ち込めるという形のほうがよいのではないかと。

【石田議員】 例えば1年間程度など、インターネット接続はしないで期間を区切って持ち込み可とし、検証するのもよいのではないかと。

【山崎委員】 インターネットを使用しない場合の用途は何か。

【赤嶺委員】 一例だが、市のホームページ等から事前に資料等のデータをダウンロードして使用方法がある。

【青木委員】 現状では持ち込みに疑問がある。

【石田議員】 現状で本会議、委員会の紙にかかる費用を事務局に確認したい。

【事務局次長】 議案書、予算書などは市側が作成し、議会に送付するものであり、予算は総務費の中に入っていると考えられる。庁内印刷のため、一冊当たりの費用の算出は難しい。

【石田議員】 年間かなりの枚数を使用しているため、それなりの費用がかかっていると思う。予算削減について、できることから進めることも重要である。

【青木委員】 石田議員の意見に対してであるが、ペーパーレス化ということで進めるのであれば、情報の共有の必要性を考慮し、貸与という方法を視野に入れての検討が重要になると思う。

【事務局次長】 現状での情報通信機器の持ち込みに対して、会議規則とのかかわりで注意していただきたい点を述べる。会議規則第155条、新聞紙等の閲覧禁止において、審議集中の義務から、「何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲覧してはならない。」と記載がある。「何人も」には、会議を構成するものとして、議員のみならず、市側も含まれると考える。もちろん赤嶺委員は参考にするためのものを持ち込むということであるが、外形的には区別がつきにくい。本会議、委員会等は公開をしているため、傍聴者等、外からどう見えるかを考えなければならない。会議規則に抵触していると疑われることを事務局としては懸念する。また、タブレット議会については、議案書の作成は総務部総務課で行っており、現在市側のタブレット導入の検討会も設置されている。理事者、傍聴者の資料の保有方法も含めた、全庁的な会議システムの中に、議会としても参画し、ペーパーレスを目指したい。行政の中で、紙での保存の文書主義が変わっておらず、業務量としてはタブレットを導入しても変化しない、若しくはふえてしまうと考えられる。

【小田委員】 議長の許可があればタブレットを持ち込み、一般質問などの

際に議場で動画等を提示することは可能か。事務局に確認したい。

【事務局次長】 用途の別は関係なく、「パソコンの持ち込みは認めない。時宜を見て提案があれば検討する。」という議運決定があり、改めての協議が必要となる。また、議会には会議録を後世に送っていくという考え方があり、現状では、言論をもって討議をすることが基本であると考えます。

【高久委員】 現状では、ICレコーダーも持ち込みはできないか。

【議事担当係長】 そのとおりである。議員から請求があれば事務局で録音した音声をお渡ししている。

【赤嶺委員】 どのように音声データを受け取るのか。

【議事担当係長】 議員のUSBメモリーをお借りし、音声を入れてお返しする形が多い。

【小田委員】 例えば、一般質問で登壇した際、タブレットを使って映像等を見せたい場合に議長、議会運営委員会の許可を得れば使用できるようにするというのはいかがでしょうか。

【事務局次長】 規定では持ち込みを認めないとなっている。ここで方向性が出れば議会運営委員会で提案いただき、協議いただく必要がある。

【山崎委員】 一般質問で映像を見せたいという機会はあると思う。

【石田議員】 青木委員の貸与は本件の最初の一步としてよいのではないか。

【小田委員】 貸与とは議会の委員会、本会議での使用が目的ではなく、議員に貸すということなのか。

【青木委員】 ペーパーレスを前提とし、情報の格差を埋めるには貸与品とする必要があると思う。ただし、行政側も同様の条件で貸与される必要がある。

【中村委員長】 話を戻したい。現在、議論しているのは一般質問で登壇した際のタブレットの使用についてである。

【赤嶺委員】 現状ではタブレットで見せても画面が見えるかという点と難しいと思う。ただし、第一歩としては賛成である。

【鳥淵委員】 映像が流れたり、音が出たりすることも含めた使用か。

【中村委員長】 そのとおりである。その場合にはどのような映像、音声を使用するかについて、その都度議会運営委員会に諮ることになると思う。

【青木委員】 一般質問で登壇した際のタブレットの使用については、本委員会で議論をするのではなく、個々に議会運営委員会に諮ってはいかがか。以前カセットテープを使用したいという議員がおり、議会運営委員会で協議したケースがある。

【山田副委員長】 それは基本的な方向性が決まっていないと難しいのではないか。

【事務局次長】 青木委員の発言のカセットテープについて議会運営委員会で協議をしたケースだが、過去に町田議員が一般質問の際に駅メロを流したいということで、議会運営委員会に諮った事例がある。協議の結果やめていただいたという経緯がある。本件の協議において踏まえていただきたいのは、

本市議会での過去の議論が会議録に残されているという現状があることである。一般質問で登壇した際のタブレットの使用は、後年に伝えるために言論をベースとし、補助的に使用するという位置づけになってくると思う。

【山田副委員長】 その点は承知している。

【小田委員】 動画、音声の内容をその都度議会運営委員会に諮るか否かも決定する必要がある。

【赤嶺委員】 動画、音声の内容が議会運営委員会に諮られることも、IT端末持ち込みの第一歩だと思う。

【山崎委員】 資料配付はその都度議会運営委員会に諮らないが、関連性はどうか。

【中村委員長】 内容をその都度議会運営委員会に諮るかについては議会運営委員会で協議していただくということでしょうか。

【青木委員】 一般質問で登壇した際のタブレットの使用は議会運営委員会で協議する内容ではないか。

【赤嶺委員】 現状は持ち込み不可であり、個々に議会運営委員会に諮っても持ち込むことができない。本委員会で合意をもって、議会運営委員会に諮るべきではないか。

【青木委員】 その媒体を使用しなければ質問内容を説明できない事例が出た場合に議会運営委員会に諮ればよいのではないか。

【小田委員】 反対の理由を伺いたい。

【青木委員】 1点目は後世のために会議録を言論で残す必要があること、2点目は動画、音声の使用は内容によって不適切なものもあり、必要性が生じてから議会運営委員会で協議すべきと考えることである。

【赤嶺委員】 意見であるが、IT端末の持ち込みについては5年前から議論しており、民間企業でも、他の議会でも導入がふえている現状がある。本件については会派間で意見の調整をし、取り組むべき課題としてほしい。

【中村委員長】 本件は全会一致とならなかったもので、現状のままとするということでしょうか。

全 員 了 承

【中村委員長】 以上で、本日の日程1「協議事項について」を終了する。

2 その他

【中村委員長】 皆さんから何かあるか。

【青木委員】 本委員会のあり方についてである。委員は各会派を代表して参加しているはずである。代表者会、議会運営委員会で結論が2転、3転してしまうのはいかなものか。各会派で情報共有がなされているかを確認したい。

【中村委員長】 本委員会は各会派がみずから委員を選出して構成されてい

る。代表者会、議会運営委員会に他の議員が選出されている場合もあると思うが、本委員会と同じ議論を繰り返さないために、他の議員が本委員会の協議結果を理解した上で代表者会、議会運営委員会に臨めるよう情報共有を徹底してほしい。

全 員 了 承

【中村委員長】 他になれば、事務局から説明を求める。

【議事担当係長】 次回、第7回の本委員会の日程については、4月15日(金)午後2時から委員会室で行う。協議一覧表の3ページの7段目、番号23、明るいまらい大和提案の「議会だよりのA4版化」と、番号24、虹の会提案の「議会だよりの改善(A4化、制限字数の増大、紙面の改善)」と、番号25、明るいまらい大和提案の「議会広報機能の強化(議会だよりの意味ではなく、総合的な意味で)」と、番号26、自民党・新政クラブ提案の「議会報編集委員会を広報委員会とする」、以上4項目を関連事項として、協議項目のご協議をお願いしたい。

【中村委員長】 次回、4月15日(金)の第7回での協議事項は、事務局説明のとおりであるが、提案会派から協議事項の説明をお願いしたい。

【小田委員】 第7回の協議内容は議会報にかかわるが、議会報編集委員会で協議する内容ではなく、本委員会で協議するのか。

【議事担当係長】 本件に関しては、議会報編集委員会でも協議されたことがある内容だが、本委員会での協議事項として提案されているので、協議をお願いするものである。なお、当該委員会の中でも、本委員会での協議の推移を見守りたいとの意見があった。

【中村委員長】 まず、明るいまらい大和提案の、番号23、「議会だよりのA4版化」と、番号25、「議会広報機能の強化(議会だよりの意味ではなく、総合的な意味で)」について説明願う。

【赤嶺委員】 番号23、「議会だよりのA4版化」については記載のとおりである。A4版化には、読みやすさ、配付のしやすさなどいろいろなメリットがあるが、実現に至っていない。番号25、「議会広報機能の強化(議会だよりの意味ではなく、総合的な意味で)」については、番号26、自民党・新政クラブ提案の「議会報編集委員会を広報委員会とする」と近い内容であると考えている。議会広報というと議会だよりの、議会ホームページに限定されがちだが、もっと広い意味で捉えるべきである。例えば、番号3、「傍聴者に配慮した案内表示」も広報の一環であると捉えている。広報に関する方法を広く考えられる仕組みをつくるべきである。

【中村委員長】 次に、虹の会提案の、番号24、「議会だよりの改善(A4化、制限字数の増大、紙面の改善)」について説明願う。

【石田議員】 現状の議会報が読みにくいと感じている。市側の「広報やまと」は非常に読みやすく、二元代表制という観点から、議会側の広報能力も

高めていくべきだと考えている。

【中村委員長】 番号 26、自民党・新政クラブ提案の「議会報編集委員会を広報委員会とする」については、番号 25、「議会広報機能の強化（議会だよりという意味ではなく、総合的な意味で）」と近い。現状の議会報編集委員会では、議会報の編集についての協議にとどまり、他の方法での広報については協議されない。また、議会ホームページは議長の直轄である。議会を広報するための委員会を立ち上げたほうがよいと考えている。説明は以上である。各会派で意見をまとめていただき、次回、出席願いたい。次回の協議事項について何かあるか。ほかになれば以上で終了する。

午後 3 時 55 分 閉会